

高病原性鳥インフルエンザ（2例目・3例目）に係る清浄性確認検査の結果と搬出制限区域の解除について

- ・ 観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（2例目・3例目）に係る清浄性確認検査を行ったところ、全て陰性であり、移動制限区域内の清浄性を確認しました。
- ・ これまでの検査結果を踏まえて、国と協議した結果、発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域（2例目・3例目）〔4例目の移動制限区域及び搬出制限区域を除く〕を、12月12日(月)午前0時(本日24時)をもって解除します。
- ・ 搬出制限区域の解除に伴う消毒ポイントの縮減は行いません。

1 清浄性確認検査の結果

(1) 対象養鶏場

発生養鶏場（1～3例目）の移動制限区域内（発生養鶏場から半径3km以内）の養鶏場（19養鶏場）

(2) 検査期間

令和4年12月7日(水)から令和4年12月11日(日)

(3) 検査内容と結果

臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査 全て陰性

2 搬出制限区域の解除

移動制限区域内の全ての養鶏場の清浄性を確認したことから、12月12日(月)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域（2例目・3例目）〔4例目の移動制限区域及び搬出制限区域を除く〕を解除します。

3 消毒ポイント

三豊市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（4例目）に係る防疫措置を実施していることから、搬出制限区域の解除に伴う消毒ポイント（9か所）の縮減は行いません。

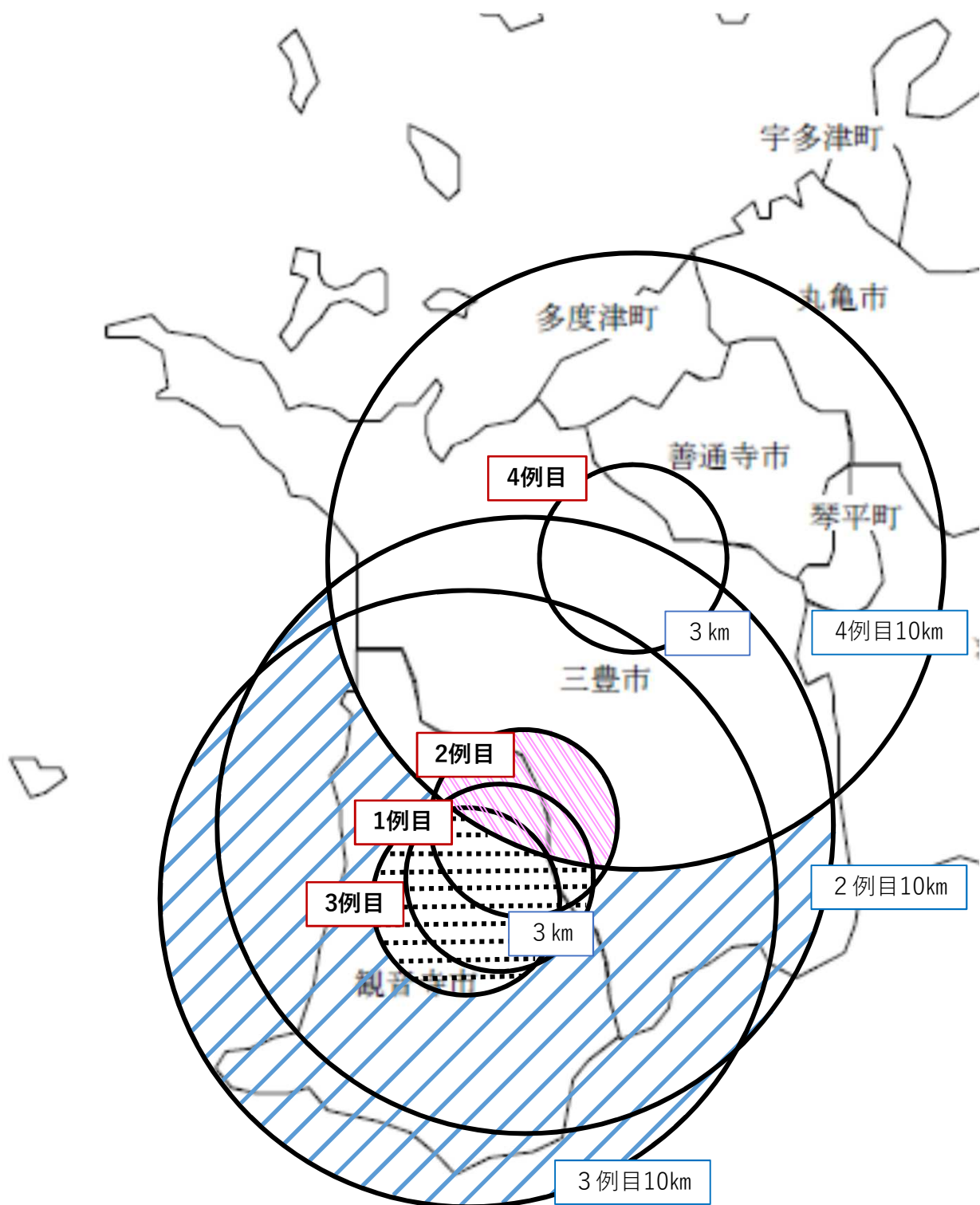
4 今後の予定

今後、発生養鶏場（1～3例目）の移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、防疫措置が完了した11月26日(土)から21日が経過する12月18日(日)午前0時(12月17日(土)24時)をもって、当該移動制限区域を解除します。但し、当該移動制限区域のうち、4例目の搬出制限区域に当たる区域は、移動制限区域から搬出制限区域に移行します。

5 その他

- (1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

< 参考 >



斜線部分：2例目、3例目の搬出制限区域を解除する部分

二重斜線部分：12月18日午前0時をもって、移動制限区域（1～3例目）から搬出制限区域（4例目）に移行する予定の部分

点線部分：12月18日午前0時をもって、移動制限区域（1～3例目）を解除する予定の部分